

高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成 19 年 3 月 29 日条例第 3 号
改正 平成 28 年 10 月 28 日条例第 1 号
改正 令和 5 年 3 月 1 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 次に掲げる事務を行うため、高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 高岡地区広域圏事務組合情報公開条例（平成 19 年高岡地区広域圏事務組合条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。）第 18 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 高岡地区広域圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年高岡地区広域圏事務組合条例第 3 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第 46 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(組織等)

第 2 条 審査会は、委員 4 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第 3 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（第 1 条各号に掲げる事務について諮問をした実施機関（情報公開条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関、高岡地区広域圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年高岡地区広域圏事務組合条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する実施機関及び議会個人情報保護条例第 1 条に規定する議会をいう。）をいう。以下同じ。）に対し、第 1 条第 1 号及び第 3 号の規定による調査審議の場合にあっては情報公開条例第 11 条各項並びに議会個人情報保護条例第 25 条各項、第 35 条各項及び第 42 条各項に規定する開示決定等に係る情報公開条例第 2 条に規定する公文書（以下「開示決定等に係る公文書」という。）、第 1 条第 2 号の規定による調査審議の場合にあっては個人情報保護法第 82 条各項、第 93 条各項及び第 101 条各項に規定する開示決定等に係る個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する行政文書等（以下「開示決定に係る行政文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された開示決定等に係る公文書又は開示決定等に係る行

政文書等の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書又は開示決定等に係る行政文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第1条第1号の規定による調査審議をするときは、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第4条 審査会は、第1条第1号の規定による調査審議をする場合であって、審査請求人等（審査請求人又は参加者をいう。以下同じ。）から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

- 2 審査請求人等は、前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられたときは、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（提出資料等の閲覧等）

第5条 審査請求人等は、審査会が第1条第1号の規定による調査審議をする場合において、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定並びに次条及び行政不服審査法第81条第3項の規定において準用する同法第78条第1項の規定により意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける者は、当該写し又は当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（第1条第3号の規定による調査審議手続）

第5条の2 第1条第3号の規定による調査審議の手続は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条から第78条までの規定を準用する。この場合において、同法第74条中「第43条第1項の規定により審査会に諮問した審査庁」とあるのは、「審査庁」に読み替えるものとする。

（調査審議手続の非公開）

第6条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第7条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月1日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例の廃止)

2 高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例(平成19年高岡地区広域圏事務組合条例第2号。以下「旧個人情報保護条例」という。)は、廃止する。

(旧個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

6 附則第2項の規定の施行の日前にされた旧個人情報保護条例に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止に係る処分に係る審査請求があった場合における諮問及び裁決については、なお従前の例による。

(高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

11 前項の規定の施行の日前に附則第2項の規定による廃止前の旧個人情報保護条例第41条の規定による諮問がされた場合又は附則第2項の規定の施行の日以後に附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた諮問がされた場合における調査審議及び答申については、なお従前の例による。